

社労士受験メンバーズクラブ HIGH HOPE S 会員限定

【社会保険労務士試験】

重要過去問攻略塾 2025 年度版

解答・解説編

③ 労働者災害補償保険法

<著作権について>

このテキストは著作権法で保護されている著作物です。下記の点にご注意いただきご利用下さい。

このテキストの著作権は作成者に属します。

著作権者の許可なく、このテキストの全部又は一部をいかなる手段においても複製、転載、流用、転売等することを禁じます。

<テキストの構成と利用の仕方>

- ① テキストは、問題編と解答・解説編に分かれています。あらかじめ、問題編の問題を解いた上で、解答・解説編及び付属の解説動画をご覧ください。
- ② 問題は、令和元年度～令和5年度に出題された択一式試験及び選択式試験の中から今後の受験対策に不要と判断したものを除いて掲載しています。基本的に正誤判定問題ですが、問題文に指示のあるものはその指示に従って解いてください。尚、令和6年度の問題は、別講座「令和6年度試験 実戦アプローチ全問解説」で取り扱います。
- ③ 問題は、別講座「2択重要論点チェック もう1度基礎から」のテキスト『2択重要論点チェック』の学習内容の並びに沿って配置されています。2択講座を受講されていない方は、本講座の各回の冒頭にその回の学習内容の主なテーマが記載されていますので、お手元にある過去問題集やテキストとの突き合わせを行う際の参考にしてください。
- ④ 解答・解説編には、単に問題の正解に至るまでの過程を記載することに留まらず、その問題に関連する内容や他の科目の類似規定、他に出題された本試験問題の論点などを幅広く記載しています。内容的にボリュームがありますが、本試験合格に不可欠な知識のまとめとして、時間の許す限り、読み込むようにしてください。
- ⑤ 解答・解説編の本文には、各問題にかかる論点・知識を端的に理解して記憶することを目的として、一部簡略化された表記になっているものがございます。また、参照箇所や事例を示す記号等がある他には読解の際の理解の助けとなる図表やイラストを一切用いていませんが、これは、本試験問題が、文章のみの読解から内容を把握して解答が求められるものであることからそのようにしています。
- ⑥ 問題編、解答・解説編の本文に用いられている記号等の意味は次の通りです。
 - ・問題4(R5－雇8－B)、問題7(R2－選－B・C) …本書の問題番号と過去問の出題年、問題番号を示します
 - ⇒【雇用問5】 …別講座「2択重要論点チェック もう1度基礎から」のテキスト『2択重要論点チェック』の雇用保険法問5の Point 解説に同じ学習テーマが記載されていることを示しています
 - ・cf. ex. …cf.は比較・参照すべき内容や項目を示すもので、ex.は具体例を示します
 - ・赤字で記載された箇所 …問題の解答のポイントとなる部分です
- ⑦ 本テキストの内容は、配布日現在において公布され、令和7年4月1日までの施行が予定されている法令等に基づきます。

第1回

(総則、業務災害等)

問題1 (R元一選一A) □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

次の文中の()の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

労災保険法第1条によれば、労働者災害補償保険は、業務上の事由、事業主が同一人でない2以上の事業に使用される労働者の2以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行うこと等を目的とする。同法の労働者とは、(A)法上の労働者であるとされている。

選択肢

- A ① 労働関係調整 ② 労働基準 ③ 労働組合 ④ 労働契約

Point 労働者災害補償保険法の目的 ⇒【労災問1】

◆保険給付＋社会復帰促進等事業を行う →労働者の福祉の増進に寄与する

cf. 【雇用問1～3】 保険給付＋雇用保険二事業を行う

◆保険給付 …下記の(1)～(3)による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をする

(1) 業務災害 …業務上の事由によるもの

(2) 複数業務要因災害 …複数事業労働者の2以上の事業の業務を要因とする事由によるもの

(3) 通勤災害 …通勤によるもの

※ 負傷、疾病、障害、死亡等 …「等」に二次健康診断等給付が含まれる

※ (1)の保険給付の一部は労基法の災害補償に対応しており、(2)と(3)は労災法のための保険給付

※ (2)の複数事業労働者は、事業主が同一人でない2以上の事業に使用される労働者を指す

※ 複数事業労働者に対しても(1)、(3)に関する保険給付は行われる

※ **労災保険法の適用を受ける労働者(適用労働者)は、労働基準(②)法第9条で規定される労働者である**

cf. 【労基問4】 労働者の定義 …職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者

※ 使用される者 …使用者の指揮命令を受けて労働しているなどの使用従属関係が認められる場合

※ 賃金を支払われる者 …現に就業している者に限られる

cf. 【健保問1】 労働者・被扶養者の業務災害以外の疾病、負傷、死亡又は出産に関して保険給付を行う

※ 労災の業務災害以外の保険事故に対して保険給付を行う …障害がなく、出産が含まれる

cf. 【健保問149】 通勤災害につき、労災等から保険給付を受けることができない場合は、健保から保険給付を行う

解答: A ② 労働基準

(法1条、労働基準法9条)

問題2 (R4-6-A)

労働者が上司から直ちに2泊3日の出張をするよう命じられ、勤務先を出てすぐに着替えを取りに自宅に立ち寄り、そこから出張先に向かう列車に乗りすべく駅に向かって自転車で進行中に、踏切で列車に衝突し死亡した場合、その路線が通常の通勤に使っていたものであれば、通勤災害と認められる。

問題3 (R4-6-B)

労働者が上司の命により、同じ社員寮に住む病欠勤務中の同僚の容体を確認するため、出勤してすぐに社員寮に戻る途中で、電車にはねられ死亡した場合、通勤災害と認められる。

Point 業務上の負傷の認定 ⇒【労災問8・10】

- ◆業務起因性 …業務災害の認定要件の1つで、業務と傷病等との間に因果関係があること
 - ※ 傷病等は、業務に内在している危険有害性が発現したものである必要がある →相当因果関係
- ◆業務遂行性 …業務災害の認定要件の1つで、労働者が労働関係のもとにあった場合に起きた災害であること
 - ※ 労働者が労働契約に基づいて、事業主の支配下にある状態で命じられた業務に従事している必要がある
cf. 【労基問 62・63】 労働時間 →労働者が使用者の指揮命令下に置かれていると評価できる時間
- ◆業務起因性と業務遂行性の両方の要件を満たして、初めて業務災害が認定されうる
 - ※ 業務災害と認められた例
…作業、作業関連行為、出張、緊急行為、事業場施設の利用、事業場の行事参加において発生した負傷
 - ※ 業務災害と認められなかった例
…休憩時間の私的行為、私的怨恨や自招行為に基づく他人の故意の暴行による負傷

Point 通勤の定義と通勤災害の認定 ⇒【労災問 21】

- ◆通勤の定義 …労働者が、就業に関し、下記の(1)～(3)の移動を合理的な経路・方法により行うこと
 - (1) 住居 ⇔ 就業の場所 (2) 厚生労働省令で定める就業の場所 ⇒ 他の就業の場所
 - (3) 住居 ⇔ 住居 …(1)に先行し、または後続するもの
 - ※ **業務の性質を有するものは、業務災害となることから除かれる** ex. 休日の呼び出しによる緊急出勤
- ◆問題2・問題3の検討
 - ※ 問題2 …**住居－出張地間の移動中に生じた事故は、それが通常の通勤の経路上で生じたものであっても通勤災害ではなく、自宅に立ち寄る行為も含め、事業主の支配下で生じた業務災害の対象となる**
 - ※ 問題3 …**通勤の経路上で生じた事故であっても、本肢の場合は上司の命による事業主の支配下にあり、業務遂行性が認められるものであるから、通勤災害ではなく業務災害の対象となる**

解答: 問題2 誤 問題3 誤

(法7条1項1号、昭和 34.7.15 基収 2980 号、平成 18.3.31 基労管発 0331001 号、昭和 24.12.15 基収 3001 号)

問題4 (R元-4-A)

派遣労働者に係る業務災害の認定に当たっては、派遣労働者が派遣元事業主との間の労働契約に基づき派遣元事業主の支配下にある場合及び派遣元事業と派遣先事業との間の労働者派遣契約に基づき派遣先事業主の支配下にある場合には、一般に業務遂行性があるものとして取り扱うこととされている。

問題5 (R元-4-B)

派遣労働者に係る業務災害の認定に当たっては、派遣元事業場と派遣先事業場との間の往復の行為については、それが派遣元事業主又は派遣先事業主の業務命令によるものであれば一般に業務遂行性が認められるものとして取り扱うこととされている。

Point 業務起因性と業務遂行性 ⇒【労災問8・9】

- ◆業務起因性 …業務災害の認定要件の1つで、業務と傷病等との間に因果関係があること
- ◆業務遂行性 …業務災害の認定要件の1つで、労働者が労働関係のもとにあった場合に起きた災害であること
 - ※ 労働者が労働契約に基づいて、事業主の支配下にある状態で命じられた業務に従事している必要がある
- ◆業務起因性と業務遂行性の両方の要件を満たして、初めて業務災害が認定される
- ◆派遣労働者に係る業務災害の認定において、業務遂行性が認められるもの
 - ※ 派遣労働者が労働契約(派遣元-派遣労働者)に基づき、派遣元事業主の支配下にある場合(問題4)
 - ※ 派遣労働者が労働者派遣契約(派遣元-派遣先)に基づき、派遣先事業主の支配下にある場合(問題4)
 - ※ 派遣労働者が業務命令(派遣元 or 派遣先)に基づき行う派遣元-派遣先の事業場間の往復行為(問題5)

cf. 【労一問 54】 労働者派遣

- …派遣元と派遣労働者の間に雇用関係、派遣先と派遣労働者の間に指揮命令関係がある
 - ※ 派遣元と派遣先の間の労働者派遣契約を含めて1つの労働関係
 - ※ 供給元と労働者の間に雇用関係のない労働者供給とは異なる ⇒【労基問 24】 中間搾取に該当しない

cf. 【労災問 22】 派遣元事業場-住居間、派遣先事業場-住居間の往復行為

- ※ 派遣労働者に係る通勤災害の認定において、就業関連性が認められる

解答: 問題4 正 問題5 正

(昭和 61.6.30 基発 383 号)

問題6 (R4-1-D)

「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準(令和3年9月14日付け基発0914第1号)」に関して、急激な血圧変動や血管収縮等を引き起こすことが医学的にみて妥当と認められる「異常な出来事」と発症との関連性については、発症直前から1週間前までの間が評価期間とされている。

問題7 (R元-3-B)

厚生労働省労働基準局長通知(「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について」令和3年9月14日付け基発0914第1号)において、発症に近接した時期において、特に過重な業務(短期間の過重業務)に就労したことによる明らかな過重負荷を受けたことにより発症した脳・心臓疾患は、業務上の疾病として取り扱うとされているが、発症に近接した時期とは、発症前おおむね1週間をいう。

Point 血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準 ⇒【労災問13・14】

◆業務上の疾病の範囲 →労働基準法施行規則別表第1の2に掲げる疾病

※ 第8号の例示疾病 …くも膜下出血、脳梗塞、心筋梗塞等の過重負荷による脳・心臓疾患

◆脳・心臓疾患の労災認定基準

…過労死等の原因となった第8号等に該当する疾病であるか否かの判断の基準となるもの

※ 負傷に起因するものを除き、過重負荷を受けた程度によって判断される

※ **下記の(1)～(3)の3つの認定要件を基準として、業務上外の判断を行う**

(1) 異常な出来事 (2) 短期間の過重業務 (3) 長期間の過重業務

※ (1)～(3)の業務による過重負荷の判断に当たっては、労働時間の長さ等で表される業務量や、業務内容、作業環境等を具体的かつ客観的に把握しての総合的な判断が行われる

※ 2以上の事業の業務による(2)、(3)の判断に際し、業務の過重性と労働時間以外の負荷要因については、異なる事業における労働時間、負荷を、それぞれ合わせて評価するものとされている

◆(1) **異常な出来事** …発症直前から前日までの間において、発生状態を時間的及び場所的に明確にし得る異常な出来事に遭遇したかどうかを判断基準とする(問題6)

※ それによって急激な血圧変動や血管収縮等を引き起こすことが医学的にみて妥当と認められる出来事で、精神的負荷、身体的負荷、作業環境の変化をいう

※ 業務と発症との関連性が強いと判断できる具体例が示されている

ex. 業務に関連した重大な人身事故や重大事故に直接関与した場合

◆(2) **短期間の過重業務** …発症に近接した時期(発症前おおむね1週間)において、特に過重な業務に就労したかどうかを判断基準とする(問題7)

※ 労働時間に係る負荷要因、労働時間以外の負荷要因を検討して総合的に判断される

◆(3) **長期間の過重業務** …発症前の長期間(発症前おおむね6か月間にわたって、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労したかどうかを判断基準とする

※ 労働時間に係る負荷要因、労働時間以外の負荷要因を検討して総合的に判断される

cf. 【労災問 15】 長期間の過重業務の認定要件における労働時間に係る負荷要因

※ 時間外労働時間数が、[1] 発症前1か月に 100 時間超、[2] 発症前2か月～6か月平均で月 80 時間超のものについては、業務と発症との関連性が強いと評価される

cf. 【労基問 85】 時間外・休日労働時間の制限 →1か月 100 時間未満、2か月～6か月平均 80 時間以下

【安衛問 94・99・102】 面接指導 →一般労働者は 80 時間超、研究開発業務・高プロ対象労働者は 100 時間超

【雇用問 49】 特定受給資格者 →1か月 100 時間以上、2か月平均 80 時間超、3か月連続 45 時間超

解答： 問題6 誤 問題7 正

(令和 3.9.14 基発 0914 第1号、令和 5.10.18 基発 1018 第1号)

問題8 (R5-1)

「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(令和5年9月1日付け基発 0901 第2号)における「業務による心理的負荷の強度の判断」のうち、出来事が複数ある場合の全体評価に関する次の記述のうち誤っているものはどれか。

- A 複数の出来事のうち、いずれかの出来事が「強」の評価となる場合は、業務による心理的負荷を「強」と判断する。
- B 複数の出来事が関連して生じている場合、「中」である出来事があり、それに関連する別の出来事(それ単独では「中」の評価)が生じた場合には、後発の出来事は先発の出来事の出来事後の状況とみなし、当該後発の出来事の内容、程度により「強」又は「中」として全体を評価する。
- C 単独の出来事の心理的負荷が「中」である複数の出来事が関連なく生じている場合、全体評価は「中」又は「強」となる。
- D 単独の出来事の心理的負荷が「中」である出来事一つと、「弱」である複数の出来事が関連なく生じている場合、原則として全体評価も「中」となる。
- E 単独の出来事の心理的負荷が「弱」である複数の出来事が関連なく生じている場合、原則として全体評価は「中」又は「弱」となる。

Point 心理的負荷による精神障害の認定基準 ⇒【労災問 16・17・19】

◆業務上の疾病の範囲 →労働基準法施行規則別表第1の2に掲げる疾病

※ 第9号の例示疾病 …心理的負荷による精神障害

◆心理的負荷による精神障害の認定基準

※ 第9号に該当する疾病であるか否かの判断の基準となるもの

※ 下記の(1)～(3)の全ての要件を満たす対象疾病は、業務上の疾病として取り扱うこととされている

(1) 対象疾病を発病していること

(2) 対象疾病の発病前おおむね6か月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること

(3) 業務以外の心理的負荷及び個体的要因により対象疾病を発病したとは認められないこと

※ (2)の業務による強い心理的負荷は、精神障害を発病した労働者の主観的な受け止めの観点からではなく、発病した労働者と同種の労働者の一般的な受け止めの観点から評価される

※ (2)の「心理的負荷」の強度を、業務による心理的負荷評価表を指標として強・中・弱の3段階に区分し、業務による出来事とその後の状況を一連のものとして総合評価を行う →認定要件を具体的に判断する

◆業務による心理的負荷評価表

(1) 「特別な出来事」に分類される出来事 →心理的負荷の総合評価を「強」とする

(2) 「特別な出来事以外」に分類される出来事 →心理的負荷の総合評価を「強・中・弱」の3段階に区分する

※ (1)には、心理的負荷が極度のもの、極度の長時間労働、の類型と具体例が明記されている

※ (2)には、仕事の失敗、過重な責任の発生等、仕事の量・質、パワーハラスメント、対人関係、セクシュアルハラスメント、等の類型と具体例が明記されている(具体例の拡充) …令和5年改正

※ (2)の具体的出来事に、「顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた」(いわゆるカスタマーハラスメント)、「感染症等の病気や事故の危険性が高い業務に従事した」が追加された …令和5年改正

※ (2)で、出来事が繰り返されるものについては、発病の6か月よりも前にそれが開始されている場合でも、発病前6か月以内の期間にも継続しているときは、開始時からのすべての行為を評価の対象とする

※ 医学意見の収集は、特に困難な事案を除き、専門医1名の意見で決定できることとなった …令和5年改正

◆精神障害が悪化した場合の業務起因性が認められる範囲

- ※ 悪化前おおむね6か月以内に「特別な出来事」がない場合でも、「業務による強い心理的負荷」により悪化したときには、悪化した部分について業務起因性を認めることとなった …令和5年改正

◆複数の出来事の評価(業務による心理的負荷の強度の判断)

- ※ A、B、C の出来事のいずれかが「強」として生じている場合 →「強」として全体を評価(A肢)
- ※ A(「中」)、B(「中」) の出来事が関連して生じている場合 →「強」又は「中」として全体を評価(B肢)
- ※ A(「中」)、B(「中」) の出来事が関連なく生じている場合 →「強」又は「中」として全体を評価(C肢)
- ※ A(「中」)、B(「弱」)、C(「弱」) の出来事が関連なく生じている場合 →「中」として全体を評価(D肢)
- ※ A(「弱」)、B(「弱」) の出来事が関連なく生じている場合 →「弱」として全体を評価(E肢)

cf. 【労災問 18】 心理的負荷の総合評価・強度を「強」とする、発病直前の時間外労働

- ※ 時間外労働時間数が、[1] 発病直前の1か月におおむね 160 時間超(3週間におおむね 120 時間以上)、
- ※ 時間外労働時間数が、[2] 発病直前の連続した2か月間に1月あたりおおむね 120 時間以上、[3] 発病直前の連続した3か月間に1月あたりおおむね 100 時間以上

解答: E

(令和 5.9.1 基発 0901 第2号)

問題9 (R3-選-A・B)

次の文中の()の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

労災保険法は、令和2年に改正され、複数事業労働者(事業主が同一人でない2以上の事業に使用される労働者。以下同じ。)の2以上の事業の業務を要因とする負傷、疾病、傷害又は死亡(以下「複数業務要因災害」という。)についても保険給付を行う等の制度改正が同年9月1日から施行された。複数事業労働者については、労災保険法第7条第1項第2号により、これに類する者も含むとされており、その範囲については、労災保険法施行規則第5条において、(A)と規定されている。複数業務要因災害による疾病の範囲は、労災保険法施行規則第18条の3の6により、労働基準法施行規則別表第1の2第8号及び第9号に掲げる疾病その他2以上の事業の業務を要因とすることの明らかな疾病と規定されている。複数業務要因災害に係る事務の所轄は、労災保険法第7条第1項第2号に規定する複数事業労働者の2以上の事業のうち、(B)の主たる事務所を管轄する都道府県労働局又は労働基準監督署となる。

選択肢

- A ① 負傷、疾病、障害又は死亡の原因又は要因となる事由が生じた時点以前1か月の間継続して事業主が同一人でない2以上の事業に同時に使用されていた労働者
② 負傷、疾病、障害又は死亡の原因又は要因となる事由が生じた時点以前3か月の間継続して事業主が同一人でない2以上の事業に同時に使用されていた労働者
③ 負傷、疾病、障害又は死亡の原因又は要因となる事由が生じた時点以前6か月の間継続して事業主が同一人でない2以上の事業に同時に使用されていた労働者
④ 負傷、疾病、障害又は死亡の原因又は要因となる事由が生じた時点において事業主が同一人でない2以上の事業に同時に使用されていた労働者
- B ① その収入が当該複数事業労働者の生計を維持する程度の最も高いもの
② 当該複数事業労働者が最も長い期間勤務しているもの
③ 当該複数事業労働者の住所に最も近いもの
④ 当該複数事業労働者の労働時間が最も長いもの

Point 複数業務要因災害と複数事業労働者の定義 ⇒【労災問 19-2】

◆複数業務要因災害 …複数事業労働者(これに類する者として厚生労働省令で定めるものを含む)の2以上の事業の業務を要因とする負傷、疾病、障害又は死亡

※ 単独の事業では業務災害に該当しない場合であっても、複数の事業での業務上の負荷を総合的に評価した場合に業務災害に該当すると認められるときは、これを複数業務要因災害として認定する

ex. 月の時間外労働がA事業場で 60 時間、B事業場で 50 時間の場合の心臓疾患による死亡

◆複数事業労働者 …事業主が同一人でない2以上の事業に使用される労働者

※ 傷病等が発症した時点において複数事業労働者に該当しない場合であっても、傷病等の要因となる出来事が生じた時点において複数事業労働者の定義に該当する場合(A欄、④)は、これに含まれる

…「これに類する者として厚生労働省令で定めるもの」に該当する

Point 2以上の事業場がある場合の事務の所轄と事務の委嘱 ⇒【労災問3-2】

- ◆事業場が2以上の都道府県労働局(労働基準監督署)の管轄区域にまたがる場合の事務の所轄
→その事業の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長(労働基準監督署長)

◆**複数業務要因災害に係る事務の所轄と事務の委嘱**

→**生計維持事業(①)の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長(労働基準監督署長)**

- ※ 複数事業労働者の2以上の事業のうち、その収入が生計を維持する程度の最も高い事業を基準とする
- ※ 上記の所轄都道府県労働局長(所轄労働基準監督署長)は、事務の全部又は一部を他の事業の主たる事務所の所轄都道府県労働局長(所轄労働基準監督署長)に委嘱することができる

cf. 【労災問 19-3】 複数業務要因災害による疾病の範囲 →労働者災害補償保険法施行規則に定められている

- (1) 労働基準法施行規則別表第1の2第8号、第9号に掲げる疾病
- (2) その他2以上の事業の業務を要因とすることの明らかな疾病

- ※ 第8号は過重負荷による脳・心臓疾患、第9号は心理的負荷による精神障害を指す
- ※ 疾病の範囲は、複数事業労働者に関する保険給付に共通
- ※ 複数業務要因災害に対する補償が労基法にはないことから、労災法の施行規則に定めがある

cf. 【労災問 11】 業務上の疾病の範囲 →労働基準法施行規則に定められている

【労災問 25】 通勤による疾病の範囲 →労働者災害補償保険法施行規則に定められている

解答: A ④ 負傷、疾病、障害又は死亡の原因又は要因となる事由が生じた時点において事業主が同一人でない2以上の事業に同時に使用されていた労働者
B ① その収入が当該複数事業労働者の生計を維持する程度の最も高いもの
(則5条、則1条2項2号)